

ウガンダ登録局 (U R S B) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 U G . I

略語のリスト

国内官庁： ウガンダ登録局 (U R S B)

U P A : 2014年産業財産法

U P R : 2017年産業財産規則

指定（又は選択）官庁 UG	ウガンダ登録局 (URSB) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 UG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれか補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：ウガンダ・シリング (UGX) 又は米国・ドル (USD) ² 特 許： 国内手続手数料 UGX 60,000 USD 150 公告手数料 UGX 50,000 USD 50 付与手数料 UGX 90,000 USD 100 第2年度の年金 ³ UGX 50,000 USD 50 実用新案証： 国内手続手数料 UGX 30,000 USD 50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	な し	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 ウガンダに居所若しくは業務拠点を有していない自然人又は法人は、米国・ドルによって支払わなければならない。
- 3 PCT第22条が適用される場合、この手数料は優先日から30か月以内に支払わなければならない。PCT第39条(1)が適用される場合には、優先日から31か月以内に支払う。割増料の支払を条件として年金の遅延支払が認められる。

U G	ウガンダ登録局 (U R S B) (続き)	U G
国内官庁の特別の要件 (P C T規則51の2) ⁴	出願人がウガンダに居住していない場合には、代理人の選任 出願の翻訳文3通	
誰が代理人として行為できるか？	ウガンダ高等裁判所の弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (P C T規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (P C T規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

UG. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

UG. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書UG. I に概説されている。

PCT Art. 28

41

UPA Section 23

UPR Reg. 15

UG. 03 出願の補正及びその時期

特許付与前、出願人は、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件として、国際出願の請求の範囲、明細書、図面をいつでも補正又は補充することができる。出願補正が認められるのは2回以内である。

UPA Section 31

UPR Reg. 24

UG. 04 審査

国内官庁は実体審査の実施又は手配を行う。審査請求は国際出願日から3年以内に行わなければならない。請求は手数料の支払を条件とし、その額は附属書UG. I に表示されている。所定の期間内に審査請求を行わなければ出願は失効する。

UPA Section 21

UG. 05 代理人

通常の居所又は業務拠点がウガンダ国外である出願人については、ウガンダ高等裁判所の弁護士が代理する。

UPA Section 47(1)-(4)

UPR Reg. 35

36

UG. 06 年金

国際出願日後、各年について年金を支払わなければならない。第2年度の年金支払期日は概要を参照。その後の年金は国際出願日の各年の応当日を含む月の末日前に支払わなければならない。国際出願日の各年の応当日を含む月の後6箇月以内であれば、遅延支払の割増料を伴い年金を支払うことができる。この猶予期間内に年金が支払われない場合、出願は取り下げられたものとみなされ、特許であれば失効する。年金の額については附属書UG. I を参照。

PCT Art. 24(2)

48(2)

PCT Rule 82bis

UPA Section 47(6)-(8)

UPR Reg. 37

UG. 07 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。所定の年金を期日前に支払わずに取り下げられたものとみなされた出願又は失効した特許は、年金支払の猶予期間の満了から6箇月以内に請求すれば回復することができる。回復は利害関係人が請求することができ、請求を裏付ける証拠を提出し、附属書UG. I に示す回復手数料を支払わなければならない。登録官は、年金の不払が故意によるものでなく、支払うべきすべての年金が支払われたことを認めた場合、出願又は特許の回復を命令する。

UG. 08 国際段階における期間が遵守されず又は国内官庁に対する手続を行わずに放棄とみなされた出願は、遅延が不可避であった又は故意によるものでなかったことを登録官が納得する程度まで証明すれば、係属中の出願として回復することができる。出願の回復請求は書面で行い、遅延した理由を説明しなければならない。故意によるものでなく放棄とされた出願の回復請求は、回復手数料の支払を伴うべきである。更に、出願人は、登録官の裁量に基づき、期間の延長が認められる場合もある。この延長は適用される期間が既に満了している場合であっても適用する。

PCT Art. 25	UG. 09 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule 51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の受領日から1箇月以内に登録課に審判を請求することができる。
UPR Reg. 31	
UPA Section 33	UG. 10 上 訴
	出願に対する出願日の付与、出願の拒絶又は出願が行われなかったものとみなす登録官の決定に対して、出願人は高等裁判所に上訴することができる。
PCT Rule 49bis.1(c) 76.5	UG. 11 実用証
	出願人がウガンダにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用証の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。
	UG. 12 実用証についての年金は、付与後の第1年度以降の各年について支払う（附属書UG. Iを参照）。第1年度の年金は付与手数料と同時に支払う。実用証は付与後第10年度の終了とともに消滅し、更新することはできない。
UPA Section 70	UG. 13 出願変更
	国際出願が国内段階に移行する要件が満たされた場合、出願人は、所定の手数料を支払い、特許出願を実用証出願に、又は実用証出願を特許出願に変更することができる。特許出願の変更は、特許の付与又は出願拒絶の理由の通知前、又は出願の登録の通知前であればいつでも請求することができる。実用証出願の変更は、実用証の付与又は出願拒絶の理由の通知前であればいつでも請求することができる。出願変更は1回に限定される。

手 数 料

(通貨：ウガンダ・シリング又は米国・ドル¹)

特 許	UGX	USD
国内処理手数料	60,000	150
公告手数料	50,000	50
審査請求.....	150,000	250
付与手数料	90,000	100
出願の補正又は分割請求	50,000	100
出願の取下げ請求	20,000	10
年 金：		
－第2年度	50,000	50
－第3年度	70,000	70
－第4年度	90,000	90
－第5年度	110,000	110
－第6年度	130,000	130
－第7年度	150,000	150
－第8年度	170,000	170
－第9年度	190,000	190
－第10年度	210,000	210
－第11年度	230,000	230
－第12年度	250,000	250
－第13年度	270,000	270
－第14年度	290,000	290
－第15年度	310,000	310
－第16年度	330,000	330
－第17年度	350,000	350
－第18年度	370,000	370
－第19年度	390,000	390
－第20年度	410,000	410
年金遅延支払の割増料	20,000	... ²
回復手数料	100,000	300
実用証		
国内処理手数料	30,000	50
出願の補正又は分割請求	15,000	50
年 金：		
－付与後の第1年度及び第2年度、各年	30,000	50
－付与後の第3年度	30,000	100
－付与後の第4年度及び第5年度、各年	60,000	100
－付与後の第6年度	60,000	150
－付与後の第7年度、第8年度、第9年度、第10年度、各年	100,000	150

1 ウガンダに居所若しくは業務拠点を有していない自然人又は法人は米国・ドルによって支払わなければならない。

2 米国・ドル建の額については国内官庁に問合せされたい。

年金遅延支払の割増料	20,000	... ³
回復手数料	50,000	50

手数料の支払方法

手数料の支払はウガンダ・シリング又は米国・ドル建⁴で行わなければならない。すべての支払には、出願番号（判明している場合には国内番号、国内番号が不明であれば国際番号）、出願人の氏名又は名称、及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。すべての手数料は、銀行振替、国際為替（又は国内官庁のみに対して、現金）によって、Uganda Registration Services Bureau (URSB) を受取人として国内官庁に支払わなければならない。

³ 脚注2を参照。

⁴ 脚注1を参照。